

# 広報



裁判員制度



【高松高等・地方裁判所合同庁舎】

## 目次

憲法週間記念行事「法曹三者と司法記者との懇談会」開催	1
裁判員等選任手続の流れ	5
裁判員裁判が行われる四国内の裁判所の所在地一覧	6
松山家庭裁判所において「裁判所体験ツアー」開催	7

**あなたも参加する裁判員制度！！**  
**平成21年5月21日スタート！**

# 憲法週間記念行事

## 「法曹二者と司法記者との懇談会」開催

### 裁判員裁判 1年後に迫る

6月3日（火）、裁判員制度の開始まで1年を切ったのを踏まえ、司法記者に対し、法曹三者がこれまでの取り組みと今後の課題について説明し、その後、意見交換を行いました。

#### 法曹三者（6月3日現在）

##### 裁判所

- 江見弘武（高松高等裁判所長官）
- 大善文男（高松高等裁判所事務局長・司会）
- 佐藤武彦（高松地方裁判所長）
- 大野 洋（高松地方裁判所裁判官）

##### 検察庁

- 有田知徳（高松高等検察庁検事長）
- 藤田義清（高松高等検察庁総務部長）
- 玉置俊二（高松地方検察庁次席検事）

##### 弁護士会

- 吉田 茂（香川県弁護士会会長）
- 伊藤雅啓（刑事弁護センター副会長）



#### 長官あいさつ



裁判員制度は、国民の理解と協力なくしては成り立たない制度ですから、私ども司法関係者は、開始後も、裁判員の負担をより軽減する方策を模索して行く所存ですが、裁判員にも、人を裁く覚悟を持って参加していただくことを求めなければならないと思っております。

報道機関の皆様方には、これまでと同様に、裁判員となられる国民の皆さんが、裁判員制度の内容及び参加する趣旨等をより良く理解することができるよう、裁判員制度について関心を寄せ、報道していただきますことをお願いします。

#### 検事長あいさつ



何よりも、国民の理解と協力が欠かせない裁判員裁判に、「できれば行きたくない。」という方が一人でも少なくなるよう、今後も我々は頑張っていかなければならないと思っております。

裁判員制度は、30年、50年先我々の子孫が「この制度でよかった。」と言ってもらえる制度だと思っておりますので、ぜひ御協力いただいて裁判員裁判の報道をしていただきたい。もちろん、お叱りの話も結構です。賛否両論いろいろ議論を戦わしていただくことが、国民の皆さんが関心を持ち、共通の認識を持つことになるだろうと思います。暖かい目で見守りつつ叱咤激励していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。



## 1年後に迫った裁判員裁判の取組状況と今後の課題

### 高松地方裁判所 藤武彦 所長



### 来年5月からの裁判員制度導入に向けて、次の三つの課題に取り組んでいます。

- 1 県民に対する広報活動
  - (1) 昨年度、法曹三者の連携の下に、県内200か所を越す会場で講演会・説明会を開催
  - (2) 本年度、県内2か所での地域フォーラム及び法教育支援のため小・中・高校生を対象とする出前授業や法廷見学を開催予定
- 2 裁判所部内における準備活動
  - (1) 模擬裁判・模擬選任手続の実施
  - (2) 職員に対する接遇研修及び連日開廷、証拠の厳選、即日判決の言渡しなど制度実施に向けた準備
- 3 より多くの市民が参加し易い環境の整備
  - (1) 企業・団体訪問等により参加障害事由を聴取し、また、特別休暇制度の創設を呼び掛け
  - (2) 育児や介護の問題を抱えている方のために、適切な施設が利用できるような環境の整備

### 簡にして要を得た分かりやすい主張・立証を実現できるよう、部内での検討と訓練を重ね、実際の公判でも実施しています。

- 1 主張・立証事実を厳しく絞り込み
  - (1) 公訴事実及び重要な情状事実の認定に結びつかないような事実は、できる限り除外する
  - (2) 被害者や遺族の真相解明を求める心情に十分留意しながら、動機や犯行に至る経緯についても解明する
- 2 証拠の厳選
  - (1) 捜査段階で作成された分厚い証拠書類から、最良の証拠を検討し、立証に必要なものを厳選する
  - (2) 複数の証拠を一つにまとめて証拠請求するなど、証拠の質と量の両方から、裁判員の負担を軽減する
- 3 分かりやすい公判活動の工夫
  - (1) 情報量を絞り、分かりやすい表現内容に心掛ける
  - (2) ビジュアルな冒頭陳述・証拠の要旨の告知・論告を行うなどの取組みを検証しつつ、さらに改善を加える

### 高松地方検察庁 置俊 二次席検事



### 香川県弁護士会 吉田 茂 会長



- 1 裁判員裁判への参加の心構えについて  
刑事裁判では、検察官に犯罪が成立することを証明する責任があるので、裁判員は常識に照らして犯罪が成立することに疑問が残れば、無罪の意見を述べれば足りる
- 2 勾留・保釈の運用について  
弁護士会は、裁判所・検察庁に、勾留及び保釈につき従前の運用の改善を求める
- 3 取調べの全過程の録画について  
裁判員裁判においても、被告人の自白調書は重要な証拠になる。そこで、取調べの全過程を録画する必要がある
- 4 弁護態勢について  
裁判員裁判では、公判前整理手続・連日開廷での集中審理が予定され、弁護人には短期間に集中的に充実した弁護活動が要求されるので、複数弁護人の選任が必要である。そのためにも、国選弁護登録者を拡大する必要がある

## 司法記者との意見交換



Q1

弁護体制の確立状況について伺いたい。また、弁護士会から各弁護士への具体的な働きかけをどのようにしているか伺いたい。（四国新聞社記者）



吉田弁護士会長

弁護態勢の確立のためには、当然まず弁護士会が頑張らなければならない。香川県弁護士会としては、研修や学習会を実施して、中央や四国全体での研修成果をフィードバックする場を設け、各弁護士のスキルアップに努めている。

また、国選弁護人の複数選任や国選弁護人の報酬体系の整備も必要と考えているが、これには裁判所等の協力をお願いしたい。

Q2

ある庁で行われた模擬裁判の評議では、「当初、裁判員は執行猶予を主張していたところ、裁判官の発言により判決の内容が実刑にまとまった。」と聞いた。市民の意見、社会常識を反映させるといふ裁判員制度の趣旨をどのように実行させていくのか、裁判員が意見を言いやすくするために、裁判所としては、どのように対応していくのか伺いたい。（NHK記者）



大野地裁裁判官

評議の在り方は最重要課題であるが、解決策として決定打はない。裁判官は、裁判員の意見を真摯に聴きながら臨まなければならない。裁判官と裁判員の9人全員が共同して結論を導くような評議にしていきたい。

藤田高検総務部長

検察庁としても、裁判員が審理を理解して十分な意見が言えるように、審理でビジュアル的なものを用いたり、分かりやすい言葉を用いるなどの工夫をしている。

江見高裁長官

裁判官も裁判員との評議にまだまだ慣れておらず、改善していくべき点も多い。裁判官がこれまでならこうだというような意見を述べるのは相当でない。また、充実した評議にするため、議論を整理し、議論の到達点を整理しながら進めていく必要がある。



大野地裁裁判官



藤田高検総務部長

Q3

記者として起訴状を読む機会があるが、裁判で使われる法律用語は難しい。法律用語を、やさしく言い代える作業が進んでいるのか。その取組状況を伺いたい。（産経新聞社記者）



玉置地検次席検事

起訴状以外の書面については、ビジュアル化するほか、平易な分かりやすい言葉をできるだけ使うようにしている。起訴状については、意味を二義的にとられないように、まだ少し難解な言葉を使っているのが実情であるが、これから検討していきたい。

大野地裁裁判官

「殺意」「正当防衛」「責任能力」のような難解な法的概念を、裁判員にどのように説明するかを司法研修所が検討しており、近々その内容が公表される予定である。

**Q4**

**裁判員制度が導入されることによって、高等裁判所での審理に与える影響の有無について伺いたい。また、検察官が控訴するかどうかの検討につき、同制度の導入による影響の有無について伺いたい。（読売新聞社記者）**



**大善高裁事務局長**

控訴審の在り方については、非常に難しい問題であり、現在司法研究として裁判所部内で検討している。私見であるが、第一審は、公判前整理手続を行い、証拠をできるだけ厳選して立証計画を立てて審理が行われているから、控訴審で新たに立証を要するケースは少なくなるのではないと思われる。また、量刑については、第一審の判断が維持される範囲は広がるのではないかと思う。

**藤田高検総務部長**

裁判員裁判の導入後も、控訴の判断に影響するとは考えていない。これまでと同様に、事実認定や量刑を個別に検討することになる。



大善事務局長

**Q5**

**裁判員制度の導入に向け、それぞれ組織としてどのように取り組んでいくのか伺いたい。（毎日新聞社記者）**



**伊藤刑事弁護センター副会長**

弁護士会としては、個々の弁護士が自覚を持って、スキルアップすることを期待している。しかし、一部の弁護士が一生懸命やるだけでは大変厳しい状況になることも予想されるので、弁護士会でも危機感を持って取り組んでいる。



伊藤刑事弁護センター副会長



真剣に耳を傾ける司法記者

**玉置地検次席検事**

従前の手法や過去の経験があまり役に立たないという見地から始めなければならない。また、検察官の立証が悪いから真犯人が無罪となってしまうことがあってはならない。検察庁としては組織を挙げて全力で取り組んでいる。

**佐藤地裁所長**

これまでの合議と異なり、裁判員に一つ一つ丁寧に正確に伝えていき、意見を交わしながらまとめていくことは大変な作業であると思う。高松地裁では、裁判官も一般職員も一致協力して頑張っており、大事な時期を乗り越えられると信じている。

**Q6**

**裁判員制度が導入されて、取調べの録音・録画はどのようになるのか。また、事件報道の在り方についてはどのように考えているか。（毎日新聞社記者）**



**有田高検検事長**

全面的に取調べを録音・録画しているわけではないため、一部のいいとこ撮りではないかという意見があるが、録音・録画を見ると、それは取調べの状況を映す鏡になっていると思う。

本年4月からは、裁判員対象事件について、原則として全件取調べの録音・録画を試行している。その結果、どういうことが問題点として出てくるか、裁判員裁判が始まるまでに結論を出した上で、よりよい方法を考えていきたい。試行錯誤の中で、一番いい方法、国民に負担をかけない方法を模索している。

**大善高裁事務局長**

事件報道については、日本新聞協会や日本民間放送連盟から報道指針が示されており、メディア側自主規制の形でガイドラインに沿って運用されるよう今後とも話し合っていく必要がある。

報道関係者の方には、裁判員が公平中立な立場で裁判に参加できるように、たとえば被疑者がいかにも犯人であるかのような予断を抱いてしまう報道は控えるような配慮をお願いしたい。



# 裁判員等選任手続の流れ

【審理日数3日程度の場合】

## 【前年の秋頃】

### 名簿の作成

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会が、くじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

平成20年は、全国で  
**29万5036人**  
の方が記載されます。

### 調査票

でおたずねすること

◆就職禁止事由への該当の有無(例:自衛官や警察職員など)。

◆客観的な辞退事由に該当する方について、1年を通じての辞退希望の有無・理由(例:70歳以上、学生または生徒、過去5年以内における裁判員経験者など)。

◆重い疾病または傷害があるため、裁判員としての参加が困難な場合、1年を通じての辞退希望の有無・理由。

◆月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、その特定の月における辞退希望の有無・理由(例:株主総会の開催月など)。…※注

### ※注

調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情(辞退事由)があると認められた場合、当該特定の月に行われる事件については、裁判員候補者として裁判所に呼ばれることはありません。

## 【前年の12月頃まで】

### 候補者への通知・調査票の送付

裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかを尋ねる調査票を送付します。調査票に必要事項を記入して返送してもらい、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通して辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

就職禁止事由該当者

## 【事件起訴後】

### 事件ごとに名簿の中からくじによる選定

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選びます。くじで選ばれる人数は、事件ごとに異なりますが、通常、1件当たり50人から100人程度となります。

辞退者など

## 【原則、裁判の6週間前まで】

### 選任手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送付し、その際、質問票を同封します。

質問票に必要事項を記入して返送してもらい、質問票の記載から、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。

辞退者など

### 質問票

でおたずねすること

以下のいずれかに当てはまる方について、辞退を希望するかどうかを確認します。

◆重い疾病または傷害により裁判所に出頭することが困難である。

◆介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族がいる。

◆仕事における重要な用務があつて、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。

◆他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。

◆その他、政令で定められている事項。

## 【裁判の当日】

### 選任手続

選任手続期日のお知らせ(呼出状)を受け取った裁判員候補者は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は、候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は、非公開となっています。

辞退者など

### 選任手続

の当日にお聞きすること

裁判員候補者が辞退を希望し、判断が微妙なケースについては、候補者に対し、具体的な事情を確認する質問を行います。あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確認する質問等も行います。

## 【裁判の当日】

### 6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人(必要な場合には補充裁判員も選任)が選ばれます。通常の事件であれば、午前中に選任手続を終了し、午後から審理を開始します。

裁判員裁判に  
あなたの意見を!



# 四国では、次の4つの地方裁判所で 裁判員裁判が行われます。

## 愛媛県（松山地方裁判所）

〒790-8539 松山市一番町3-3-8

【お問い合わせ】

総務課 TEL089-941-4151

【最寄りの公共交通機関等】

市内路面電車大街道電停から北西へ徒歩約3分

【裁判員となる割合】

県民約5,800人に対して1人の割合



## 香川県（高松地方裁判所）

〒760-8586 高松市丸の内1-36

【お問い合わせ】

総務課 TEL087-851-1537

【最寄りの公共交通機関等】

JR高松駅から中央通り南へ徒歩約7分

【裁判員となる割合】

県民約3,070人に対して1人の割合



## 高知県（高知地方裁判所）

〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5

【お問い合わせ】

総務課 TEL088-822-0340

【最寄りの公共交通機関等】

土佐電鉄グランド通電停から北へ徒歩約3分

【裁判員となる割合】

県民約3,130人に対して1人の割合



## 徳島県（徳島地方裁判所）

〒770-8528 徳島市徳島町1-5

【お問い合わせ】

総務課 TEL088-652-3141

【最寄りの公共交通機関等】

JR徳島駅から東南東へ徒歩約10分

【裁判員となる割合】

県民約4,380人に対して1人の割合



※「裁判員となる割合」は、平成17年から平成19年までの3年間に受理した各地方裁判所の裁判員裁判対象事件数の平均値から算出(裁判員6名、補充裁判員2名を想定した場合)

各地方裁判所では、四国内の企業、団体、グループのみなさんを対象とした「出張説明」や「法廷見学会」を実施しています。詳しくは、お近くの裁判所までおたずねください。

# 松山家庭裁判所において「裁判所体験ツアー」開催

4月19日（土）、松山家庭裁判所において、「家庭裁判所体験ツアー」を開催しました。

家庭裁判所は、手続そのものが非公開のものが多く、そのため一般市民には分かりにくいと言われることがありますので、少しでも手続の理解を深めていただき、より利用しやすい家庭裁判所を実現できればという趣旨でこの企画を実施しました。当日は約100人の方の参加がありました。



## 【模擬少年審判の様子】

模擬少年審判では、最初に事件の概要（少年がお年寄りから手提げ袋をひったくる際に怪我をさせてしまったという強盗致傷事件）をビデオで上映し、その後少年審判を再現するという順序で実施しました。当日参加した市民の方の中からお二人に裁判官役を依頼し、当庁の裁判官1人を加えた3人が

模擬審判に臨み、家庭生活、学校生活、友人との交友など、どこに問題があったのだろうかと真剣に考え、少年の処分について熱心に意見の交換を行いました。傍聴していた約50人の参加者からは、「少年が否認した場合はどうするか。」「いったん休廷して評議することはないか。」など多くの質問が出され、参加者の少年審判に対する関心の高さがうかがわれました。

当日は、この他にも、調停制度や成年後見制度の紹介コーナーや裁判員制度説明会も実施しました。

調停制度の紹介コーナーでは、家事調停手続ビデオを上映した後、松山調停協会の協力を得て、同協会所属の調停委員6人による、調停制度の説明及び質疑応答を行いました。参加者からは、「手続が難解というイメージがあったが、よく理解できた。」などの感想が寄せられました。

成年後見制度の紹介コーナーでは、手続説明用ビデオの上映と職員による質疑応答を行いました。当初は2回の上映予定でしたが、参加者の希望で、計4回の上映となりました。参加者は、20代と思われる男女2人連れの方、スーツ姿のサラリーマンの方、自分の老後を心配する熟年の方など様々で、ビデオ上映後には、「後見の登記とは？」、「任意後見というのは家庭裁判



所の手続ではないのか？」など、熱心な質問がなされました。

裁判員制度説明会では、裁判員裁判の評議の様子を紹介したビデオの上映と、松山地方裁判所の裁判官による説明会を行いました。一般市民の方から法律を勉強している学生まで多くの人



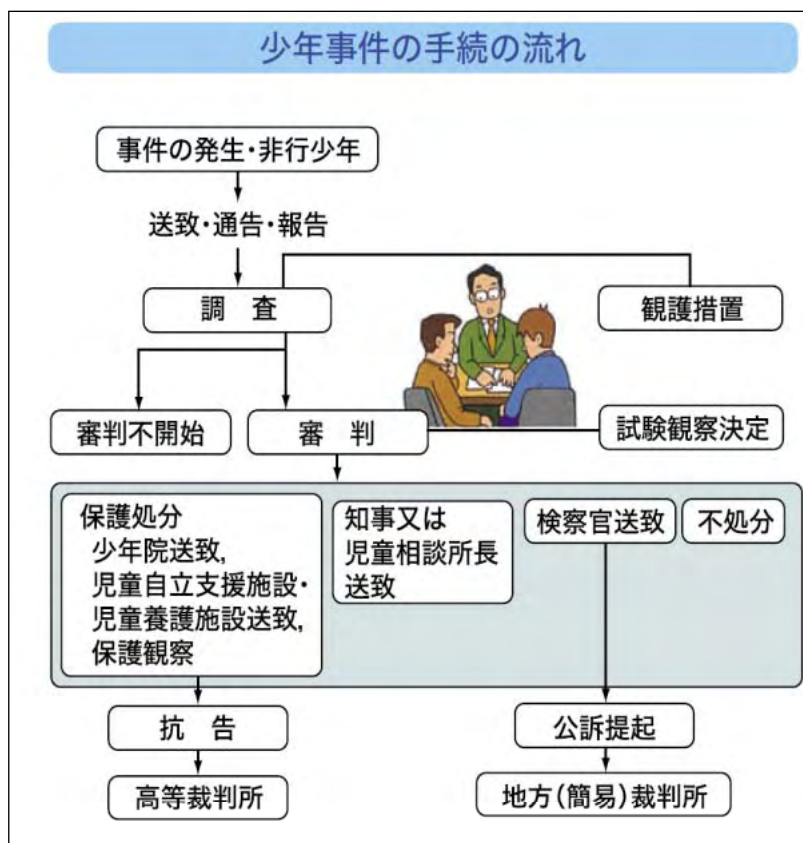
【成年後見制度紹介コーナーの様子】

が参加し、「司法制度の判断に係わることの重大さを感じた。」「裁判官の話聞いてよかった。」などの感想が寄せられました。

このほか、各イベントに参加した方々を対象とした庁舎見学を実施しました。

「家庭に光を，少年に愛を」というスローガンを掲げる家庭裁判所ですが，市民の方に知ってもらう機会が少ないのが現状であり，広報活動の大切さを実感しました。今後とも多くの市民の方に家庭裁判所のことを知ってもらえるような取組を行っていきたくと考えています。

(松山家庭裁判所)



### 観護措置とは

家庭裁判所は、必要があると認めるとき、少年を少年鑑別所へ送致することがあります。少年鑑別所とは、科学的な検査、鑑別の設備がある国立の施設で、ここで、少年の処分を適切に決めるためのいろいろな検査などが行われます。

### 試験観察とは

家庭裁判所では、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、中間処分として少年を適当な期間、家庭裁判所調査官の観察に付することがあります。この観察の結果なども踏まえて裁判官が最終的な処分を決めます。



## 平成21年5月21日から裁判員裁判が始まります！

平成20年4月に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令」により、裁判員制度が平成21年5月21日から始まることになりました。

裁判員制度についての詳しい内容は・・・

**裁判員制度**

検索



発行 高松高等裁判所事務局総務課広報係 (電話) 087-851-1547 (直通)  
高松高等裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/takamatsu-h/>  
(本誌の写真・記事の無断転載禁止)